

平成24年度第5回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成25年2月1日（金） 10時30分～11時40分
2. 場 所：総務省 8階 共用801会議室
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、日出雄平、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 政治資金監査マニュアル等の改定に係る論点整理について
 - (2) 政治資金監査に関する研修の実施計画（追加）について
 - (3) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (4) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 政治資金監査マニュアル等の改定に係る論点整理
資料2 政治資金監査に関する研修の実施計画（追加）について
資料3 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
資料A 政治資金監査マニュアル等の改定（案）
資料B 政治資金監査に関する研修テキストの改定新旧対照表
（別紙） 政治資金監査に関する研修テキストの改定に係る目次イメージ新旧対照表

(本文)

【上田委員長】 それでは、ただいまから平成24年度第5回政治資金適正化委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り誠にありがとうございます。

議事に入る前に、平成24年度第3回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第3回委員会の議事録について、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、平成24年度第4回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題といたしまして、「政治資金監査マニュアル等の改定に係る論点整理について」の説明を事務局にお願いします。

【岡本参事官】 それでは、資料A-1を御覧いただきたいと思っております。

政治資金監査マニュアル等の改定(案)ですが、前回の委員会において「政治資金監査マニュアル等の改定方針について」を御議論いただきましたので、その御議論の結果に従い、以下のとおりマニュアル改定(案)を策定したところです。

まず、1番、政治資金規正法施行規則改正に伴う追加です。収支報告書とあわせて提出すべき書面の簡素化を図るための省令改正、支出目的書の関係で、こちらの内容は既に御存じのとおりですが、この内容をマニュアル本文に明記いたします。改正案の新旧対照表で多く出てまいります。後ほど御覧いただき、新旧対照表も後ほど御覧いただきます。

2番、政治資金適正化委員会での審議においてマニュアルの改正が必要とされたもの等の追加です。(1)収支報告書に支出が計上されていない政治団体の場合の記載例の追加については、増補版にある記載例(4)をマニュアル本文に明記するにあたり、支出が計上されていない政治団体について、「記載例(1)の例によるほか、記載例(4)の例によることができる」こととするものです。こちらは前回委員会で御議論をいただいた結果に従い、そのようにしております。

(2)政治資金監査、政治資金監査報告書チェックリストについてです。政治資金監査チェックリスト、また監査報告書チェックリストは、現在、テキストの末尾に収録されていますが、今回のマニュアル改正にあたって、チェックリストそのものは、現行の取扱いであるテキストの参考資料に収録した上で、「それぞれのチェックリストの活用について、マニュアル本文に記載」することとしたいと考えております。具体的には2ページの政治

資金監査チェックリストの場合ですが、政治資金監査を行うにあたって、必要に応じて、政治資金監査チェックリストを活用し、監査事項の確認を行うことが望ましいものであるということで、こちらも前回の委員会での御議論を踏まえ、表現ぶりをそのようにしております。下の監査報告書チェックリストも同様の記載ぶりとなっております。

(3) 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応についてですが、これについては、現在、増補版に収録されておりますが、今回のマニュアル改正にあたって、「収支報告書の提出後に生じた事情とその対応について」をテキストの参考資料に収録した上で、マニュアル本文に以下の内容を記載し、テキスト本文に必要事項を記載したいと思います。記載案としては2番にあるように、領収書等の再発行等または収支報告書の訂正により、会計責任者等が政治資金監査時に登録政治資金監査人に対して示した書類または説明した内容に変更が生じた場合には登録政治資金監査人に連絡するよう、あらかじめ会計責任者等に伝えておくことという表現ぶりとしております。

3 ページです。政治資金監査報告書記載例の見直しですが、この内容も既に何回か御説明しているところです。3行目にあるように、特に「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」がわかりにくいということで、政治資金監査マニュアルで提示している記載例を見直したいというものでして、見直し(案)のところを見ていただくと、「振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)」とさせていただきたいと考えております。箇所数は後ほど新旧対照表で多く出てまいります。

(5) 主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の記載の追加です。3 ページ下に趣旨が書いてありますが、具体的には4 ページを御覧ください。一番上の黒丸ですが、政治資金監査を主たる事務所以外の場所で実施した場合には、具体の場所と住所を併記することで実施場所を特定するということを明記するというもの。2つ目の黒丸は、主たる事務所以外で実施した場合の政治資金監査報告書の記載例を例示するというもの。3つ目は、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外として、「解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合」を追加するというものです。

(6) 主たる事務所(本社)の所在地である確認が困難である場合の対応です。支出を受けた者が団体である場合に、会計帳簿に記載された住所が主たる事務所(本社)の所在地であるかどうかを判断することは困難ですので、記載された住所が主たる事務所の所在

地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されていれば記載不備とは扱わないことについて、現在これはテキストに書いてありますが、今回マニュアル本文に明記するというものです。

3番、その他マニュアル改正を行う必要があるものは、マニュアル本文中の記載の明確化ということで、「政治団体の区分に異動があった場合の留意事項」について、その記載を明確化するものです。

(2) 政治資金監査報告書記載例への注記を追加は、記載例ではありますが、こちらもマニュアル事項ですので、政治資金監査報告書の作成において、特に誤りが多い事項について、記載例の注記にその旨を記載するものです。以上がマニュアルの関係です。

5ページの4番、テキストのみの改正を行うものですが、(1) 政治資金監査に関するQ&Aの追加で、これまでのQ&Aのうち、政治資金監査の一般的な方法を示すものなど、登録政治資金監査人に確実に周知すべきものについてテキスト本文に明記するということが、具体的には政治資金監査報酬の計上についてと公共料金等のコンビニエンスストア等における支払いについて、テキスト本文に明記したいと考えております。

(2) 政治資金適正化委員会において公表した見解等の追加は、収支報告書等の記載方法等に関する見解を、テキストの参考資料として既に掲載しており、いわゆるクレジットカードによる支出についての収支報告書等への記載方法等の方法が示されていますが、登録政治資金監査人に確実に周知すべき事項ですので、当該内容を参照して政治資金監査を行うことについて、テキスト本文に明記したいと考えております。

②支出項目の分類については、平成21年度の第2回委員会において御議論いただき、また公表していますが、登録政治資金監査人に確実に周知すべきと考えられますので、当該内容を参照し政治資金監査を行うことについて、テキスト本文に明記したいというものです。以上が概要です。

あわせてスケジュールも御説明させていただきます。7ページですが、本日改定案を御検討いただき、3月25日に予定している第6回委員会において改定案をさらに御議論いただきまして、パブリックコメントの原案を決定していただきたいと考えております。

また政党事務局への説明を行い、終了後、パブリックコメントを開始したいと思っております。期間として30日は必要と考えております。

25年度の第1回の委員会は、現在日程調整中で、5月ないし6月上旬になる可能性もありますが、改定内容を御決定いただき、6月から12月に例年フォローアップ説明会等

を行っておりますが、今回は政治資金監査マニュアルの改定についてフォローアップ説明会でしっかりと周知したいと考えておまして、その後の26年の1月1日から適用ということにしたいと考えております。

資料A-2は、いずれ政党事務局に渡すことを予定している今回のマニュアル改定版の概要です。2年半ぶりに記載内容を見直していることと、政治資金適正化委員会が示した見解等を集約し、一覧性を向上しているということ。2番は、具体的な内容として、金融機関への振り込みにより支出をした場合の添付書類の簡素化を踏まえた記載を追加し、支出が「ゼロ」の場合の監査報告書の様式の簡素化、主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の記載例の明確化等について説明しています。3番はスケジュールです。

続いて、かなり量があつて申し訳ありませんが、資料B、新旧対照表を御覧ください。簡潔に御説明いたします。

まず3ページ中段ですが、こちらは省令改正の内容を反映してテキストを修正しており、下段は、政治団体の区分に異動があつた場合の留意事項ということで、もともとこの記述はありましたが、よりわかりやすく具体的、明確に書いております。

4ページですが、こちらはテキストにチェックリストの活用について書いておりますが、後ほどマニュアル本文も出てまいりますので、そちらで御説明します。

5ページの上段ですが、解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合をテキストに追加しております。また、下ですけれども、主たる事務所以外の実施場所の記載方法につきましてテキストに追加しているところです。

7ページ下段ですが、こちらは省令改正を反映している部分と、下ですが、Q&Aから公共料金等のコンビニエンスストア等における支払いの記述を追加しております。8ページにわたります、その記述がされております。

9ページは、テキストのところで省令改正を反映しています。

10ページ、中段ですが、本社の関係のところ、本社の所在地、主たる事務所の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されている場合と改正をしております。

11ページですが、いわゆるクレジットカードに関する見解について踏まえることをテキストに入れております。下段は省令改正を反映したものです。

12ページですが、中段が省令改正を反映したもので、下段は前回の委員会でも御議論いただいた、振込明細書への支出の目的の追記による記載について、振込明細書に支出の

目的が記載されていない場合、会計責任者が支出の目的を追記しても差し支えないということを入れております。

13 ページですが、支出項目の区分の分類について、こちらを参照するようにテキストに追加しているものです。

14 ページは、テキストに任意ヒアリング事項を書いているわけですが、ここに政治資金監査報酬の取扱いについて記載しているものです。

15 ページは、上段が監査報告書のチェックリストの活用についてです。中段は、収支報告書に支出が計上されていない場合、記載例（1）の例によるほか、記載例（4）の例によることができるということで、マニュアルの改正を行うものです。

16 ページは、振込明細書等々の記載、表現ぶりの修正です。

18 ページは、箇所は多く出てきますが、こちらも表現ぶりの修正が主です。

19 ページ、中段は、政治資金監査の※2 ですが、国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定することとしております。また、下のところに、解散により、主たる事務所が存在しなくなった場合の記載を追加するとともに、20 ページは、主たる事務所以外で実施した場合の記載例、また、その他の留意事項について、こちらはフォローアップ説明会でも常に周知しているところですが、周知している内容をマニュアルにも明記するということです。

以下記載例については同様ですので、26 ページを御覧いただければと思います。一番上の、収支報告書に支出が計上されていない場合のところでは趣旨等を入れております。収支報告書に支出が計上されていない場合であっても、支出が計上されていないことを明確にしておくため、当該団体の支出に係る書類として、会計帳簿を備え、収支報告書を提出することとされており、その場合の政治資金監査報告書は、記載例（1）の例によるほか、以下の例によることができるとしております。その他については先ほど御説明したとおりです。

28 ページ、その他の留意事項については、チェックリストについて記載しております。政治資金監査報告書チェックリストということで、政治資金監査を行うに当たっては、必要に応じて、政治資金監査チェックリストを活用し、監査事項の確認を行うことが望ましいものであることとしており、監査報告書チェックリストも同様の表現ぶりとしております。また、収支報告書の提出後に生じた事情とその対応については、先ほど御説明した内

容を記載しており、さらにテキストには、より具体的に書いてあるところでして、28ページの一番下のポツでは、会計責任者が政治資金監査報告書と共に収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後、領収書等亡失等一覧表に記載されていた支出に係る領収書等が再発行された場合等、29ページでは、収支報告書自体には変更がないものの、支出の内容を証する書面に変更が生じる場合。会計責任者が政治資金監査報告書と共に収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後、収支報告書の支出の内容に係る訂正がある場合ということで、テキストにもなるべく詳しく記述させていただいております。

32ページは、政治資金監査チェックリストについてです。用語の変更が主ですが、一番上のところの左側にあるように、政治資金監査チェックリストについて従前記述がありましたが、この点に関して、今回マニュアル本文に記載しますので、その点は削除させていただきたいと考えております。

同様に35ページでは、政治資金監査報告書チェックリストについて、2行ほど説明がありましたが、こちらマニュアルに記載されますので、この2行について修正したいと考えております。

40ページでは、政治資金監査報告書チェックリスト・政治資金監査報告書記載例対照表ということで、ここでも用語の整理が多いですが、修正をしていく必要があり、41ページ、下段では主たる事務所と異なる場合の住所の併記、具体的に特定、解散の場合等々の記述を入れておまして、42ページの記載例その他の留意事項は大体同じです。

以下説明は省略させていただき、72ページ次の政治資金監査に関する研修テキストの改定に係る目次イメージ新旧対照表です。現在テキストは黄緑色のものと緑色のものがありますが、それを統合することを考えておまして、具体的には3ページですが、参考資料を全て集約する形で1冊の本にまとめたいと考えております。

説明としては以上です。よろしくお願いたします。

【上田委員長】 ありがとうございます。この件につきまして御質問、あるいは御意見等ございましたら、どうぞ御発言ください。

【牧之内委員】 数点ありまして、ほとんどが内容にかかわるものではなくて、表現なり記載場所に関するものですので、御検討いただければということで御意見を申し上げます。

まず、新旧対照表の7ページ、7に括弧書きが新たに入ってるんですが、本文の「支出

目的書とともに振込明細書を確認する必要がある」、ただし「提出することは不要である」ということで、本文とただし書きがちょっと何かずれてるというんですかね、本当のただし書きになってないような感じがします。むしろ、囲みのところに書いてあり、振込みの方法により云々という、「支出の明細書を作成することとされている」、ただし、こっちのほうのただし書きじゃないのかなという感じがするんですが、それはいかがでしょうかということ。

それと、むしろ、この囲みと本文との関係をどういうふうに考えておるのかということ、本文は、テキストって言うんですか、これの主たる事項、こちらから述べなきゃいけないものを述べて、囲みの中には法律とか解釈とかちょっと注意してほしいこととか、そういうことが書いてあるというふうに理解をしてるんですが、そうすると、だから新たに監査人のほうに言わなきゃいけないというようなのが本文だとすると、ここは囲みに書いてあるほうが重要なんじゃないのかなと。いずれにしてもただし書きは囲みのほうのただし書きの位置づけをしたほうがいいように思いますので、ちょっとそのところ、いや、そうじゃないんだということでしたら教えてください。

後ろのほうにずっと同じ文が結構何回も出てきますので、だからそのところをどう考えるかということでもあるんですけども。

それから、12ページの黒い囲みのところですけども、「振込明細書に支出の目的が記載されていない場合、会計責任者が支出の目的を追記しても差し支えない。」とありますが、これはこの囲みの位置づけは何だろうかなと。むしろ本文に上げるべき話じゃないだろうかなということ、

それから15ページの、ここも囲みのところでチェックリストの活用を書いておりますが、ずっとそれまでの並びを見ると、むしろ本文に書いたほうが位置づけとしてはいいんじゃないのかなという感じがしました。

それから、前回の委員会で話が出たこととありますが、支出がなかった場合の取扱いですよね。前回、並列でということ、了解ということになったんですけども、改めてちょっと見てみますと、18ページ、確認できた場合ということで、これが記載例の(1)ということ、いいんですよね。

【岡本参事官】 記載例(1)です。

【牧之内委員】 今回、この記載例(1)について、一番最後に、20ページのほうに、書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、監査の概要の(1)及び(3)

には、記載例どおり書類を列記する。そして、監査の結果の（１）及び（３）には、保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載するというふうになっておりますね。そうすると、支出がなかった場合は、この監査の結果の（１）のところは、おそらく会計帳簿だけが残るんだろうと思うんですね。「会計帳簿が保存されていた」と。（２）、これも「会計帳簿を備えていた」と。（３）、これも「会計帳簿に基づいて支出の状況が表示されていた」と、こうなるわけですよね。そうすると今度、（４）はどうなるんでしょうかね。（４）は記載不要じゃないのかということなんですが、そのところはどのようでしょうか。そうすると、記載例（４）と内容的にほぼ変わらないというんですか。２６ページ以降と内容的にほぼ変わらない。むしろ、「会計帳簿に基づいて支出の状況が表示されていた」という表現、何も書いてないのに表示されていたというような表現よりは、「何々はなかった」とか、「何々は表示されていなかった」というほうが自然で、報告を出すほうも見るほうも素直に理解できるんじゃないのかということです。

だから、並列でというのではなくて、支出がない場合は（４）の記載例でいくということでもいいんじゃないでしょうかということをもう一回提起したいと思います。とりあえずそこまでとどめておきます。

【田谷事務局長】 牧之内委員がおっしゃられた一点目について確認ですが、囲みとはどの部分のことを指しておられますでしょうか。

【牧之内委員】 「振込みの方法により支出をした場合」というやつですよ。ここは、要するに、「国会議員関係政治団体の会計責任者は、領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成することとされている。ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているときは、その支出目的書を別に作る必要はない。」ということではないんでしょうかということです。

【田谷事務局長】 むしろ、マニュアル本文に赤字で書かれてるものはテキストのほうに入れるべきではないかという御趣旨ですね。

【牧之内委員】 こっちのほうに入れるというよりは、むしろ、この下のところのただし書きじゃないんでしょうかと。上のほうは、本文は確認をする必要があるというふうに書いてあるのに、ただし書きは、作成・提出する必要はないということで、いわば監査人の行為を書いていますよね、確認をする必要があるということで。そして、ただしということで、今度は会計責任者の話を書いていますよね。だから、ちょっと表現が、本来のただし書きになってないんじゃないのかなということです。内容に関する話じゃありません。

【田谷事務局長】 他にもう一点補足といいますか、背景を説明しておきたいものがご

ざいます。一番最後におっしゃられた支出がなかった場合の取扱いについて、様式1を活用した場合に具体的にどのように表記するかということをフォローアップ説明会で説明してきているという経過がございまして、その説明に沿った取扱いをしておられる監査人の方もおられます。こうしたことから、前回の御議論を踏まえて、様式1でも引き続きいいけども、4でもいいよということにしたという経緯がございまして。

【牧之内委員】 それはこの間お聞きして、そして両委員から両方あったほうがいいというお話でしたので、私もそれはそうなのかなということで、了解しましたということにしたんですが、改めてこうやって見ますと、なぜあえて2つ並存させて、しかも様式1のほうで支出がなかったのを書くとなると難しいし、読むほうもわかりづらいよねということなんですけど。

いずれにしても、支出がないということ自身があまり通常の事態ではないわけなので、そのところは会計責任者も監査人のほうもやはり意識をしていただく必要があるんじゃないかなということで、様式1で流すのではなくて、4というものを新たに設けるというほうが、その点からもいいんじゃないかというのが私の考えです。

【上田委員長】 これ、平成24年の2月の委員会の決定というのはどういうことだったんですかね。ちょっと今、急に思い出せないんですけど。

【岡本参事官】 すみませんが、それはどこのページのことでしょうか。

【上田委員長】 その様式4でも構わないというやつですね。例えば27ページの右の欄外ですけど、24年の2月委員会。

【岡本参事官】 随分前のことになってしまいますが、当時、政治資金監査報告書について我々事務局がチェックをして、その状況を御報告をさせていただきました。そのときに「振込明細書等」の「等」というところの記載の誤りが特に多いということで、その記載の記述をもっとわかりやすいものに変えるということを委員会にお諮りして、時期については、次回マニュアル改正のときに改正しますというお話を事務局からさせていただき、そのときに委員の皆様から、それは是非わかりやすく変えたほうがいいということで御了解をいただいたので、随分前のことで恐縮ですが、24年のその委員会決定の反映とさせていただいているということです。

【上田委員長】 そうすると牧之内委員の今の御意見は、記載例(1)と記載例(4)、2つを両方使ってもいいというのは、かえって紛らわしいということですか。

【牧之内委員】 はい、紛らわしい、記載例(1)を使うにしても、もうこのままは使

えないわけですよ。今ここにあるように会計帳簿しかないので、会計帳簿に基づいてということで、あとのものはみんな消さなきゃいかんし、今の（４）の話だと、記載されていなかった。存在しなかったという形で変えなきゃいけないということになると、もう記載例（４）とほとんど変わらない。しかも、何も書いてないのに「支出に基づいて状況は表示されていた」と記載例（１）はなってるわけですね。記載例（４）のほうは「書いてなかった」と、ちゃんとストレートに書いてあるわけですよ。それはそっちのほうがいいんじゃないのと、もうそっちに統一したほうがいいんじゃないのというのが私の意見です。

【上田委員長】　今まで記載例（１）でそういうケースが監査報告書に出てきたというのは何件ぐらいあったんですか。

【岡本参事官】　前回の委員会で御報告させていただいたとおり、記載例（４）は比較的新しくできておりますので、現状でいいますと、記載例（１）で書いてきているのが半分、記載例（４）で出しているのが半分という状況です。

最終的には委員会の御決定に従いますが、事務局としてやや不安なのは、そのような状況で記載例（４）しか駄目ということになりますと、記載例（１）で書いてきたものは、非常に厳しく言いますと、記載例違反で正しくないということになるわけですが、現状に鑑みて、絶対に記載例（４）でなければならないとなると、記載例（１）で出してきた登録政治資金監査人の方に対してどこまで指導が徹底できるのかという点でやや不安に思います。

【牧之内委員】　ちょっと質問ですが、記載例（１）で今まで書いてきたところは、２の監査の結果についての（１）の保存されていた書類、それから（３）の云々という、この新しく留意事項で（３）というのが書いてありますけども、ここに関する取扱いはどうなっていたんですか。やっぱり外してあったんですか。

【岡本参事官】　データがないので、曖昧な表現で恐縮ですが、外してなかったものもありますし、外したのもあったということです。

【小見山委員】　牧之内委員のおっしゃることはよくわかりましたので、比較してみますと、（２）は同じですよ。 （３）のところ明らかに違っておりますよということですよ。もし可能であれば、例えば（４）を原則として（１）で書くのもまだ当面の間違いよとか、何かそのような形で、両方、両列というよりも、（４）を強調しながら、（１）で書く例も駄目とは言いませんよというような形であればわかると思いますね。

【牧之内委員】　すると、今、参事官が言われた心配は消えるということですね。

【小見山委員】　ただ、(2)のところを読みますと、(2)のところにも、「その年における支出の状況が記載され」と、本当はないのに「記載され」と言われるのはおっしゃるとおりだなと思って、これは定型文になってるのでこう書かざるを得ないという形なんでしょうけどね。

【上田委員長】　ほかの委員さん、いかがですか。実務の監査人を多く抱えておられる日出委員。

【日出委員】　いずれ(4)のほうに誘導するにしても、今のところでは(1)の記載例で処理しているのも数多いので、やっぱりそこは過渡的なものということで両論併記でやっていくしかないのかなと思ってますけどね。いずれ(4)でいったほうが良いということは明白なので。

【上田委員長】　そうすると、将来を展望してマニュアルにはどうやって表現したらいいですか。

【岡本参事官】　前回委員会で御提案したのが3案あり、今のが1つの案で、もう一つは記載例(4)の例によることという案、もう一つは、「記載例(4)によることが望ましい」という案で御提案をさせていただき、今の案は、この前委員会で御決定をいただいた案になっていますが、望ましいという表現ぶりが絶対に適切かどうかは別にして、例えば、こういう場合は記載例(4)の例によることが望ましいと書くことはあり得ると考えております。

【上田委員長】　それでよろしゅうございますか。

それから、そのほかの牧之内委員のご指摘の点については、次回までに検討していただくということでよろしゅうございますか。

【岡本参事官】　はい、わかりました。

【牧之内委員】　特に委員のほうから御意見があればそれを聞いた上で事務局に検討してもらおうと思いましたが。

じゃ、ちょっと続けて、28ページ、先ほどと同じあれで、チェックリストの活用というのを本文に挙げたほうが、この間の日出委員の御意見で、望ましいということで、それはそのとおりでいいんですけれども、あ、失礼しました、ここでは本文に挙がってるんですね。わかりました。

そうしましたら、その下の囲みのところで、関係士業団体が示したチェックリストとい

うのが書いてありますが、これはほかに関係士業団体云々というような表現がどこかに出てるところがあるんでしょうか。

それと、関係士業団体、3団体があるということになりますと、それぞれ所属をすることで違うわけで、そうすると、あるところ、ないところ、私はそこはよくわかりませんが、全てにこれが望ましいという形で出ていくというのは、ちょっとどうなのかなというのと、委員会が作るものに関係士業団体のやつを持ってくることがそもそもそぐわないんじゃないのかなというのが私の意見ですが、これについては両委員の御意見をいただきたいと思います。

【日出委員】 税理士会としては、うちのほうではチェックリストを作ってるので、こういうふうに書いていただければ非常にありがたいです。ただ、今、牧之内委員が言ってる意味もよくわかります。ここは各委員の御意見で決めていただければと思います。

【小見山委員】 私どもは、公認会計士協会は確か作ってなかったと思うんです。私にちょっと質問があったときに、私のほうで、チェックリストが2つあるとなると会員がどっちを使っているのかということがあったものですから、こちらのほうで作られるチェックリストを見て、意見があれば私のほうへ言っていたらいいので、ここでいろいろ議論をさせていただくという形にさせていただいたというふうに記憶しておりまして、確かまだ私どもは作らせていただけてなかったと思うのですが、私はあまりあちらこちらに行くのはいかがかなと個人的に思っております。

ただ、あくまでもチェックリストというのは、きちんとやったのかどうかということの確認でございますので、そういう意味では各士業の中でのものがあればいいんですが、おっしゃるようにここに表示されることはちょっと、私もおっしゃるとおりだと思います。ですから、これは我々がそこまで述べる必要はないのかなとは思いますが。

【上田委員長】 さて、関係士業団体のチェックリストというのを書いたらおかしいかどうか。単なる参考ですよ。

【日出委員】 税理士会の立場で申し上げますけど、担当する税理士が非常に多いということが1つありましたし、それからもう一点は、テキストとかマニュアルとか分冊化されたものの中から政治資金監査そのものの流れを確定というか、流れを作りまして、その中で、必要なチェックをしていくという形でまずチェックリストをつくったんです。そして、どちらかというと非常に細部にわたるチェックも行うような形に税理士会としては作ったつもりでありまして、やはり適正化委員会が当初つくったチェックリストと比較する

と項目的には多いんです。私らとしては数多い監査人に税理士が就任するというので、間違いとかそういうことは何とか防止したというのが一番ですので、税務の世界でもそうなんですけども、重要なことについてはチェックリストを作って、それをチェックしていくようなことで間違いをできるだけ少なくすることが必要と思っています。そういった面では、こういうふうに書いていただければ非常にありがたいんです。ただ、行政の立場からすれば特定化されてしまってまずいというふうなことも理解できます。チェックリストそのものは、うちの団体としてはまだこれからも、もっと進化させていきたいなという気持ちではおります。

【上田委員長】 参考資料という形で、こういうのもありますよという。

【日出委員】 参考にされてもいいですよぐらいで。

【牧之内委員】 それは敬意を表するところです。日出委員の気持ちはよくわかりますが、ただ、並べてという形で、これを望ましいというようなのをこっちの立場で言うというのは、やっぱりこれは避けたほうがいいと。どうしても何かあらわさなきゃいけないとすれば、チェックリストについてはこの委員会が示したもののほか、関係士業団体からも示されているものがあるとか、そういうふうな注意書きで書くというくらいは。

【日出委員】 望ましいというものをとればいいと思います。

【牧之内委員】 ええ。何か残したほうがより意味があるんだということであればということですけど、そういう案があるかなと思います。

【日出委員】 参考にされたいと。

【岡本参事官】 要するに、士業団体のチェックリストもあるということを書くことでよろしいですか。

【牧之内委員】 私の折衷案としてはそういう案ですけど。

【日出委員】 うちのほうも毎年監査人になってる人たちには送ってるんですよ、その資料を。ですから、これが改定されるたびに、チェックリストも改定して出す予定なので、是非そういう表現にしていいただければありがたい。

【上田委員長】 じゃ、そういうことで、ひとつこれ修正して。

【岡本参事官】 わかりました。

【上田委員長】 ほかに。

【日出委員】 すみません、1点。私のほうから。28ページの一番下なんですけど、2. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応ですけども、ここの新設で入った3行はこれ

でいいと思います。ここの文章から、以前資料としていただいているテキストの増補版の34ページのところですが、監査人から話を聞きますと、亡失の一覧表を出していた領収書、要するに亡失の一覧表にあった支出で、領収書が再発行されてくるなんていうケースが結構多いみたいなんです。そうなった場合には収支報告とか監査報告書に大きく影響はないんですが、亡失一覧表の内容が変わってきて、再提出された領収書のコピーを提出するということになるんで、監査人のほうの対応という面から考えていった場合には、この34ページの訂正に係る報告書を提出するような、そういった記述が必要と思われます。私らもできればそういった訂正事項があったときは速やかに報告書を出したほうがいいというふうな指導をしていきたいなと思っていますのでここに記述を少し付け足していただいたほうがいいのかなと思うんですが。

【田谷事務局長】 28ページのテキスト部分で、収支報告書の提出後の事情の具体例を明らかにした上で、そういった場合の対応については参考資料Vの「収支報告書の提出後に生じた事情とその対応」を参照してやってくださいという形にさせていただいております。

【日出委員】 上の行の3行に、「予め会計責任者等に伝えておくこと」でとまっちゃってるんで、そこからあとは訂正の報告書を出す必要性があるということの記述があったほうが、囲みの、あとはその対応を参照することにつながるのかなと思ったんです。

【牧之内委員】 この参考資料Vというのはどこにあるんですか。

【日出委員】 これは新規には付いてないですよ、今日のあれには。

【岡本参事官】 資料はついていないので、緑の本を御覧いただくと、そちらの25ページからがフローチャートになっております。

【日出委員】 私が言ってるのは、例えば亡失の場合は34ページ。その前のほうはまた別な訂正の関係なんで。

【牧之内委員】 今日の日出委員のお話は、25ページのところ一番下の収支報告書の訂正があって、そして、監査報告書の訂正後の支出状況に係る監査報告書を出さなきゃいけない、出すという、この場合が欠けてるのではないかというお話ですか。

【日出委員】 欠けてるといえるか、文言で、訂正の収支報告書、監査報告書を出すように監査人に対する言葉もここに入ってたほうがわかりやすいと思ってたんです。例えば28ページの場合、もし訂正があったときには監査人に連絡するように伝えなさいというところで終わっちゃってるんですよ。そこから訂正に至るところは、あとは監査人

の判断と、後ろのほうのフローチャートを見て判断していかなきゃなんないんですけども、せっかくだったら、訂正の報告書を出すまでの誘導する文言があってもいいのかなと思います。その辺は自分で判断しろという意見もあるかもしれませんが。

【小見山委員】 日出委員の御意見の解説をちょっとさせていただきますと、例えばこの28ページの3行追加になっている本文の2行目の一番終わりなんですけども、「内容に変更が生じた場合には」で止めて、そういうときはどういうことが起きるのか、例えば亡失一覧表の修正のものを提出しなくてはいけなかったり、訂正の監査報告書が出てこなくてはいけなかったり、こういうことがあり得るということを事前に理解してもらって、登録政治資金監査人にもちゃんと連絡しなさいと、こういうことをここの中に入れたらいかがですかと、先生のおっしゃってるのはこういうことですよ。

【日出委員】 要するに、訂正の報告書等の提出をしなければならないということ、監査人がよくわかってもらわないと困るということ。ここはあくまで監査人に会計責任者は報告しなさいというところまでの文言しかないというふうに理解できるんですよ。監査人に訂正の報告書を出すところまでの誘導の文言があったほうがいいかなというふうに思っていたんです。

【小見山委員】 この後にですね。

【日出委員】 はい。

【谷口委員】 確かに会計責任者のほうで何らかの訂正を行った場合には、それに連動して政治資金監査報告書も訂正をされる可能性があるということ、もうちょっと強調しておいたほうがいいと思います。

他方で、この訂正はしなくてはいけないとまでは法律上書けないので、適当であるとか、望ましいとか、そういうような微妙な伝え方をしてきた経緯上、それが本文のほうに出てくると、ちょっとややこしく映るとか、表現があまり美しくないというところもあります。これは連動して何か対応をとる場合もあるので該当箇所を見られたいというような、ちょっと丸くした形で監査人の方に注意を促す、そういう表現を少し工夫していただければと思います。

【岡本参事官】 日出先生のおっしゃることは大変よくわかります。我々もテキストにはなるべく書かせていただいたつもりですが、今、谷口先生からも御指摘がありましたとおり、ここもマニュアルに書こうとすると微妙な表現ぶりにならざるを得ないです。正確に書こうとすれば、ものすごく長い記述を書くしかなくなる一方で、そうするとマニユア

ルの体系上、一部分だけものすごく長く説明するという点で事務局としてはためらいがございます。また、御議論してまとめていただいたこの見解そのものがワンセット相当である中で申し上げたいのは、灰色の部分の記述を充実することはできると思いますが、マニュアルにある程度書かないと駄目なのかという御判断なのですが。

【牧之内委員】 これ参考資料で同じ冊子の中に入ってくるわけですね。

【岡本参事官】 はい。

【牧之内委員】 だから、結構ここは今言ったようにちょっと微妙な、法律上微妙なところもあるからということで、この25ページ以下、非常に結構詳しく書いてあるんですけど、これがもうちょっと何か表面に出るように、この内容を書くんじゃなくて、今ここに何かちょっと付け足しみたいを書いてありますけど、これを参考にしなさいと、参考資料をちゃんと見て対応しなさいということ、もっと表面に出すというのはできないですか。

【日出委員】 話の途中で割り込んで申しわけないんですけど、だったらこの囲みの中の29ページの一番下の参考資料を参照することということが、どちらかというと、上の28ページのほうの3行の下の方に続くような格好に持っていってもらうわけにはいかないですかね。私ども、研修でこれは事務処理としてちゃんとやりなさいよということ、言ってます。それを何か関連づけるようなのがなかなか本文的にないものですから、あったほうが非常にやりやすいので、そういった意味でお願いしたいなと思ってたんです。要するに、この増補版の25ページ以下のほうに誘導できるようなものがあれば一番ありがたいと思ってます。

【牧之内委員】 そうですね。

【田谷事務局長】 来月末に委員会で最終決定していただいた後にパブリックコメントに出すこととなりますが、制度上は義務ではないのですが、一応広い意味での規制だということで前回の改定時の取扱いにならってパブリックコメントにかかる対象をマニュアル本文とすることを考えております。そういたしますと、このマニュアル本文のところに参考資料ということを書きますと、参考資料の大部のものも含めてパブリックコメントにおかけするという手続きになってくると思われます。

【日出委員】 ただ、今回の目的が、テキストとマニュアルを一本化するような形ですよ、どちらかというと。

【田谷事務局長】 先ほど谷口委員がおっしゃったように、収支報告書の提出後に生じ

増加をしております。

裏の2ページを御覧いただければと思います。研修の状況ですが、中段で平成24年12月に21人、平成25年1月に14人の方に研修を受けていただいています。フォローアップ説明会は12月で終わっており、前回御報告以降、状況の変化はございません。

以上です。

【上田委員長】 何かこの研修につきまして御質問、御意見ございましたらどうぞ御発言いただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 本日の議題は以上でございますが、今後の委員会の進行等について、事務局からありましたらお願いします。

【岡本参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省8階の会見室におきまして事務局長によるブリーフィングを予定しております。本日の公表資料についても、その場で配布する予定です。

なお、本日の委員会の議事要旨について、各委員の御連絡先に、来週2月4日月曜に確認の御連絡をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【岡本参事官】 次回の委員会についてですが、日程調整をさせていただきました結果、3月25日月曜日、13時半に開催をさせていただきたいと存じます。時間の御連絡までしていなかったかもしれませんが、13時半でお願いいたします。詳細は後日連絡いたします。

【上田委員長】 本日は長時間にわたり熱心に御審議いただき、ありがとうございました。